

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程について

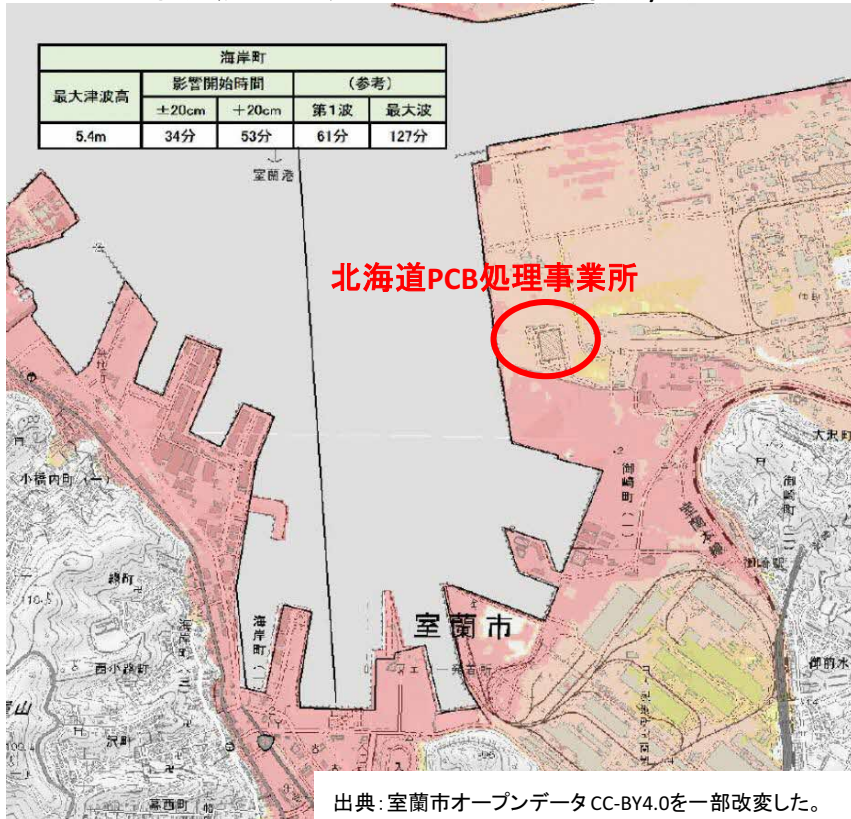
前回報告(R5.7.26 第59回)での主なご意見について

- (1) 北海道PCB処理事業所における津波の想定高さ等を確認すること。
- (2) 津波が発生した場合における事業所職員等の避難場所について報告すること。

(1) 北海道PCB処理事業所での津波による浸水の高さ等について①

○事業所周辺の最大津波高※¹は**5.4m**、最大波の到達時間※²は**127分**と想定。

津波浸水想定区域図 室蘭市(2/3)



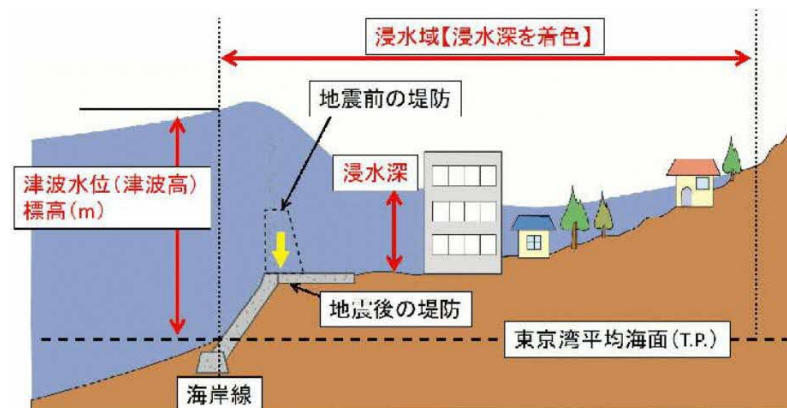
室蘭市ホームページ([室蘭市 / 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定が公表されました \(muroran.lg.jp\)](http://muroran.lg.jp))で公表されている「津波浸水想定区域図 室蘭市【2/3】」で室蘭港周辺の代表地点として示されている海岸町の最大津波高等は次の通りとなっている。

最大津波高※ ¹	到達時間	
	第1波	最大波※ ²
5.4m	61分	127分

参考

※¹「津波水位(津波高)」とは、津波襲来時の各市町村沿岸の海岸線における海面高さ(標高で表示、地盤沈降量を考慮)

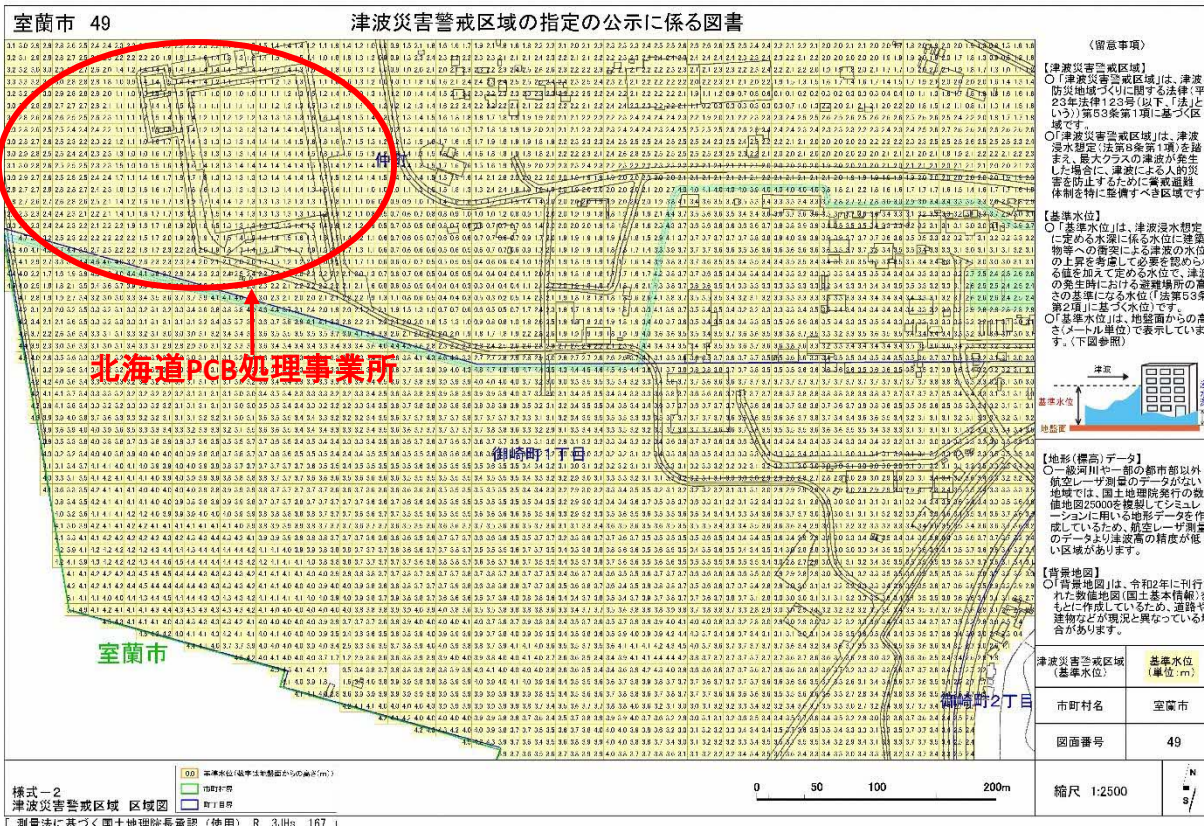
※²「最大波到達時間」とは、各市町村の海岸線において、津波の最高到達高さが生じるまでの時間



出典: 室蘭市オープンデータ CC-BY4.0を一部改変した。

(1) 北海道PCB処理事業所での津波による浸水の高さ等について②

○事業所周辺の基準水位※³は1.1m～3.2mと想定。



(留意事項)

【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)以下(「法」といふ)第3条第1項に基づき区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、最大クラスの浸水が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深(浸水深度)に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位(法第6条第3条第2項)に基づく水位です。
○「基準水位」は、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下記参照)

【地形(標高)データ】

- 一般河川や一部の都市部以外航空レーザー測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図2500を参照してデジタルシェーディングした地形データを作成したため、標高の精度が低い区域があります。

【青番地】

- 青番地は、令和2年に刊行された数値地図(国土基本情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なる場合があります。

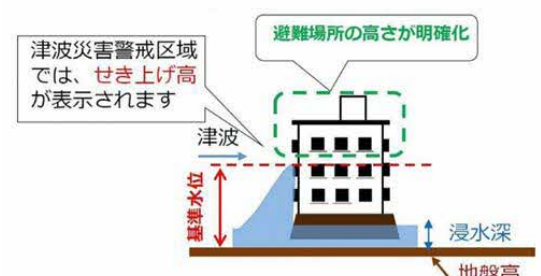
津波災害警戒区域(基準水位)	基準水位(単位: m)
市町村名	室蘭市
図面番号	49
縮尺	1:2500

北海道ホームページ(津波災害警戒区域の指定について(constr-dept-hokkaido.jp))で公表されている「津波災害警戒地区の指定」の内、「室蘭市49 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書」によると、当事業所周辺地域(左図中の赤枠内)の「基準水位※³」は1.1m～3.2mの範囲となっている。

参考

※3:「基準水位」とは、津波浸水想定(浸水深)に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位のこと。指定避難施設の指定に用いられる。

なお、基準水位は津波想定における浸水深と同様、地盤面からの高さ(水深)で表示される。



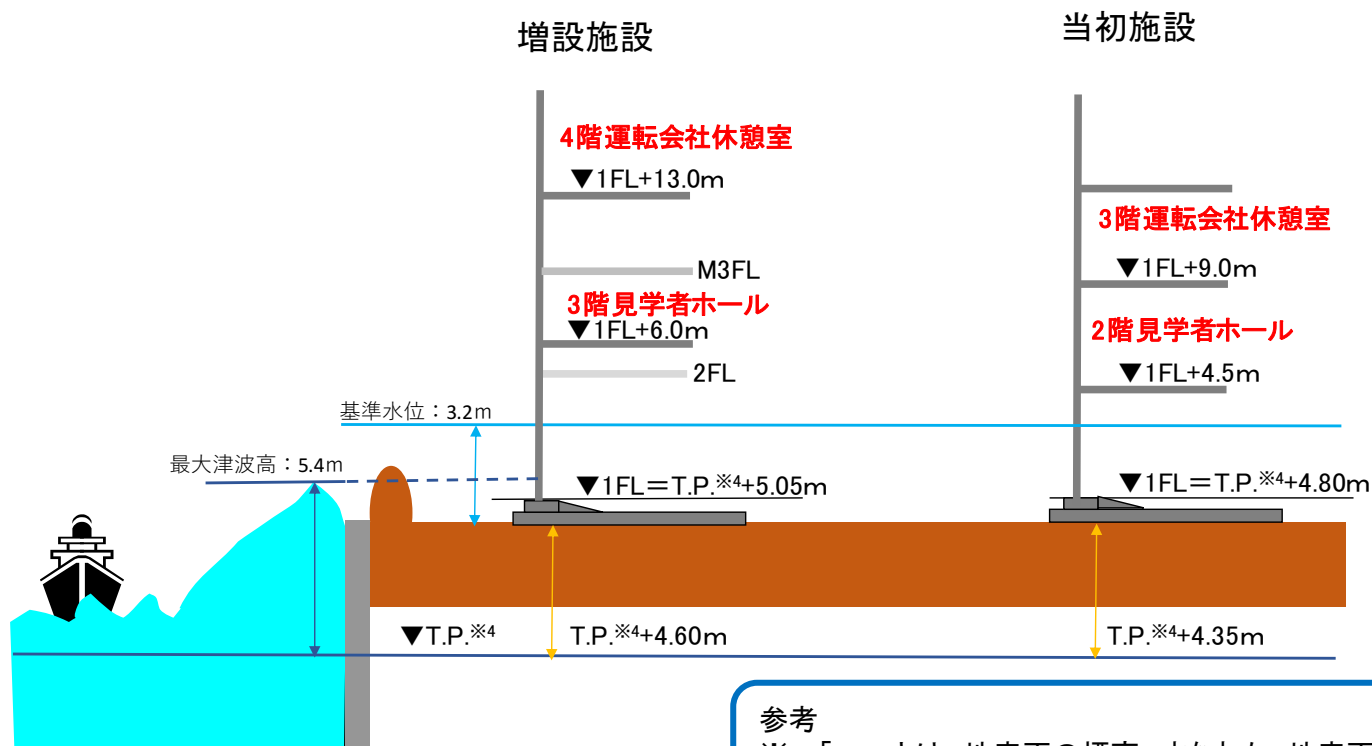
出典: 北海道オープンデータ CC-BY4.0を一部改変した。

出典: 北海道オープンデータ CC-BY4.0

(2) 津波が発生した場合における事業所職員等の避難場所について

○大津波警報又は津波警報発表時の避難場所は次の場所を当事業所「防災規程(予防規定・消防計画)第34条3項」で規定している。

- ・当初施設 2階見学者ホール及び3階運転会社休憩室
- ・増設施設 3階見学者ホール及び4階運転会社休憩室
- ・状況に応じて統括防災管理者が指示する場所



参考

※4:「T.P.」とは、地表面の標高、すなわち、地表面の海面の高さを表す場合の基準となる水準面が東京湾中等潮位であって、記号としてT.P.を用いる。